

生駒市公平委員会規則第 2 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 1 日

生駒市公平委員会委員長 吉 田 豊 彦

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 1 年 9 月生駒市公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長部局の項中「人事課の主幹、採用係長、人材育成係長、給与係長及び主査」を削り、「行政経営課の主幹及び経営係長」を「人事課の主幹、採用係長、人材育成係長、給与係長及び主査」に改め、同表教育委員会事務局の項中「こども総務課」を「児童総務課」に改める。

別表第 2 子育て支援総合センターの項中「副所長」を削り、同表こどもサポートセンターの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。